

地方連盟に関する規定

- 第1条 この規定は、日本勤労者山岳連盟（この規定では全国連盟という）規約第6条第1項に基づく「地方連盟」の役割および活動を定めるものである。
- 第2条 地方連盟は、規約第2条の目的を遂行するために、都道府県を単位に規約第3条の活動を行うことができる。
- 第3条 地方連盟は、決議機関および執行機関をおく。
2 決議機関および執行機関の名称、役割等は当該の地方連盟が定める。
3 地方連盟は、当該の地方連盟執行機関の責任者をおく。
- 第4条 地方連盟は、規約第11条第5項の全国連盟評議員を選出する。
2 全国連盟評議員の選出基準は、地方連盟の会員1,000人を単位に1人とする。ただし、北海道は地域が広大なので3人とする。
- 第5条 この連盟の規約第22条の加盟および規約第23条の脱退・除籍の手続きは、地方連盟執行機関がおこなう。ただし、処分にかかわる除籍は規約第29条による。
2 加盟、脱退、除籍等があった場合に、地方連盟は速やかに全国連盟事務局長に報告する。
- 第6条 加盟、脱退、除籍等に疑義の生じた場合に、地方連盟は全国連盟理事会と協議する。
- 第7条 地方連盟の経費は、連盟費および加盟費、行事・事業収入、寄付金等によってまかなう。
2 加盟団体の連盟費および加盟費は、地方連盟が定める。
3 地方連盟は、別に定める「連盟費に関する規定」に基づき全国連盟費を納入する。
- 第8条 地方連盟は、規約第6条第2項の定めにより「地区連盟」をつくり、活動の単位とすることができる。
2 地区連盟の地域、名称、活動等は、当該の地方連盟が定める。
- 第9条 次の事項で全国連盟理事会が特に必要と認めた場合は、地方連盟の業務をそれぞれ次のとおり代行することができる。
1 第5条第1項の加盟・脱退の手続きを、地区連盟または全国連盟事務局長が代行すること。
2 第7条第3項の全国連盟費を、加盟団体または地区連盟が直接納入すること。
3 全国連盟と地方連盟の事務連絡等を、全国連盟と加盟団体または地区連盟が直接おこなうこと。
- 第10条 歴史的・地理的に関係の深い複数の地方連盟は、規約第7条により「地方協議会」をつくり、当該の地方連盟の活動に資することができる。
2 地方協議会の活動は、当該の地方連盟が協議して定める。
3 地方協議会の範囲、名称は次のとおりとする。
(1) 北海道協議会：北海道勤労者山岳連盟で読みかえる。

- (2) 奥羽協議会：青森、岩手、秋田の各地方連盟。
- (3) 東北協議会：山形、宮城、福島の各地方連盟。
- (4) 関東協議会：群馬、栃木、茨城、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨の各地方連盟。
- (5) 北信越協議会：新潟、長野、富山、石川、福井の各地方連盟。
- (6) 東海協議会：静岡、愛知、岐阜、三重の各地方連盟。
- (7) 近畿協議会：滋賀、京都、奈良、和歌山、大阪、兵庫の各地方連盟。
- (8) 中国協議会：鳥取、島根、岡山、広島、山口の各地方連盟。
- (9) 四国協議会：香川、徳島、高知、愛媛の各地方連盟。
- (10) 九州協議会：福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄の各地方連盟。

第11条 この規定の改廃は、全国連盟総会および評議会で出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

付則 この規定は、1989年2月5日より実施する。(1990年2月12日改定)